

## 第 49 回広島県建設工事紛争審査会総会 議事録

- 1 日 時 令和 6 年 1 月 15 日 (月) 14 : 00 ~ 15 : 40
- 2 場 所 広島市中区基町 10 番 52 号  
広島県庁北館 第 1 会議室
- 3 出席委員 佐々木 (和) 委員 (会長)、細田委員 (会長代理)、林委員、  
佐々木 (正) 委員、谷脇委員、風呂橋委員、杉田委員、森友委員、  
近藤委員、宮地委員、中原委員、鷹廣委員  
井上特別委員、平田特別委員、上野特別委員、宮本特別委員
- 4 議 題  
(1) 紛争処理状況について  
(2) 広島県建設工事紛争審査会規程の一部改正について  
(3) 会長代理の選任について  
(4) 審理状況について
- 5 担当部署 広島県土木建築局土木建築総務課法務グループ  
TEL(082)513-3813 (ダイヤルイン)
- 6 会議内容

《開会》

- 司会 ただ今から、第 49 回広島県建設工事紛争審査会総会を開催いたします。  
私は、本日司会を務めさせていただきます広島県の土木建築総務課の村上と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。  
それでは、開会に当たりまして、広島県の上田土木建築局長が御挨拶を申し上げます。
- 上田局長 広島県 土木建築局長の上田でございます。  
第 49 回広島県建設工事紛争審査会総会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。  
本日は、佐々木会長をはじめ、委員の皆様方には、大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。  
また、皆様方には、日頃から建設工事に係る紛争の解決のために御尽力を賜り、心からお礼を申し上げます。

この建設工事紛争審査会は、御承知のとおり、建設業法の規定により、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため、国土交通省と各都道府県に設置されているものでございます。

近年の紛争処理の状況をみますと、本県の紛争審査会では、平成元年度以降、約 130 件の事件を取り扱っており、現在も、あっせん 1 件、調停 1 件の審理を行っていただいているところでございます。

そして、中央審査会を含む、全国の都道府県で見ますと、5 年前の平成 30 年度の申請件数は、全体で 141 件でしたが、一昨年度は 122 件、昨年度は 101 件と、ここ数年来、減少傾向が伺われるところでございます。

一方で、当審査会への請負契約上のトラブルや、紛争審査会への申請の相談件数につきましては、依然として横ばい傾向にあり、その背景といたしまして、消費者の権利意識の高まりや、国内外の経済情勢による原材料価格の高騰に起因した設備・資材の調達遅延、工期の延長などが考えられるところでございます。

当審査会への申請に至った紛争事案は、裁判外の紛争解決機関の大きな特徴である、簡便で、早期解決が図られるという利点がある一方で、裁判制度と異なり、当事者双方の口頭での主張や、任意提出の資料のみが、判断材料となることも少なくないため、委員の皆様方には、いろいろと御苦勞をおかけする場面もあるのではないかとというふうに思っております。

委員の皆様方には、引き続き、広島県建設工事紛争審査会の運営への、御指導、御協力をお願いいたしまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

○司会 ありがとうございます。続きまして、佐々木会長から御挨拶をいただきます。

○佐々木会長 佐々木でございます。よろしく願いします。

本日は、広島県建設工事紛争審査会の総会を御案内しましたところ、委員の皆様方には御多用にもかかわらず、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

この会議は、委員の皆様に取り組んでいただきました紛争事件について情報交換を行うとともに、今後の審査を効率的・効果的に進めていく上で必要な研究等を行い、当審査会の一層の充実を図る場でございます。

詳細は後ほど、担当委員から御説明いただきますが、今年度は、3 件の事件について審理を開催いたしました。担当委員には、紛争の解決に向けて御尽力いただき、この場を借りてお礼を申し上げます。

さて、本日は、議事終了後の講演を、一般社団法人 住宅瑕疵担保責任保険協会で講習センター長を務めておられる、中村達人様にお願いしております。

当審査会で取り扱う事件の多くは、住宅に関するものでありますので、本日の御講演は、大変意義深いものであると考えております。

皆様お忙しい中ではありますが、貴重な機会ですので、本日はどうか時間の許す限り、情報交換をしていただき、今後の紛争解決の参考となる会議となりますようお願いいたしまして、開会のあいさつとさせていただきます。

○司会 ありがとうございます。

さて、それでは総会に先立ちまして、皆様の机上にお配りしました資料の確認をさせていただければと思います。資料といたしまして、

- 総会の次第と配席表を綴じた2枚もの
  - 「紛争処理状況の報告」と題する資料
  - 「「広島県建設工事紛争審査会規程」の一部改正について」と題する資料を綴じたもの
  - 「審理状況の報告 資料一覧」と記載された一覧表と「別添資料」と肩書にございます別添資料を綴じたもの
  - 当審査会の委員名簿の1枚もの
  - 講演資料といたしまして「住宅瑕疵担保責任保険の概要と保険事故事例について」と表題のございます資料
  - 紛争審査会のパンフレット
  - 当審査会及び審査会委員に関する関係法令の抜粋
- 以上、8種類でございます。

いかがでしょうか、過不足などがありましたら、お知らせいただければと思います。

それでは、次に、前回の総会以降、委員の皆様に、人事異動がございましたので、ここで、事務局から、紹介させていただきます。

お手元にお配りしております委員名簿を、あわせてご覧ください。

まず、退任された委員でございます。

西村委員は、令和5年4月29日をもちまして、また、森川特別委員は、令和5年9月27日をもちまして御退任をされました。

次に、新しく就任された委員を紹介いたします。

令和5年9月28日付けで、鷹廣純様に新たに委員に御就任をいただきました。宮本通孝様に新たに特別委員に御就任をいただきました。

続きまして、再任されました委員を紹介いたします。

令和5年9月28日付けで、林委員、野口委員、風呂橋委員、杉田委員、森友委員、井上特別委員に御再任をいただきました。

委員、特別委員の皆様には、今後とも、紛争処理の解決に向けまして、お力添えをどうぞよろしくお願いいたします。

事務局からの説明は、以上でございます。

ここで、土木建築局長は、所用によりまして、退席をさせていただきます。

それでは、佐々木会長、これ以降の議事の進行をお願いいたします。

《議題（１） 紛争処理状況について》

○佐々木会長 それでは、ここからは、私が議長として進行を務めさせていただきます。

まず、本日の出席委員は、委員定数 15 名のうち 12 名が出席され、過半数を満たしておりますので、建設業法第 25 条の 6 第 2 項の規定により、本会議は成立しております。

それでは、これより議事に入ります。

本日の議事は、「紛争処理状況の報告」、「広島県建設工事紛争審査会規程の一部改正」、「会長代理の選任」、「審理状況の報告」の 4 件でございます。

また、議事終了後、講演を開催する予定となっております。

それでは、事務局から「紛争処理状況の報告」について、説明をお願いいたします。

○事務局 紛争処理の概要について説明します。

お手元にお配りしております『紛争処理状況の報告』と題する資料の表紙をめくっていただきまして 1 ページ目をご覧ください。

1 にございますように、当審査会における審査件数につきましては、昭和 47 年に統計を取り始めて以来、合計 186 件となっております。

あっせん・調停・仲裁の 3 類型ございますけれども、その内訳は、2 のとおりでございます。調停が最も多く申請されております。

今年度、令和 5 年度のところは、表の下の部分に網掛けをしておりますけれども、現時点で、当審査会への新たな申請はございませんでした。

ただし、昨年度申請がありました 3 件のうち、2 件、あっせんと調停は現在も係属中でございます。

続きまして、グラフの下にあります「3 事件結果区分内訳」についてですけれども、申請のあった 186 件のうち、約半数の 92 件が解決に至っております。

資料には記載しておりませんが、解決事件 92 件のうち、36 件は仲裁事件でございます。ですので残りの 56 件が、調停そしてあっせんで解決した事件ということになります。調停とあっせんの申請件数は 150 件でございますので、このうちの 56 件、約 37%が、当事者間の和解合意により解決しているということになります。

その下の「4 申請人の内訳」をご覧ください。注文者からの申請が 99 件とやや多くなっているところでございます。

続きまして、資料の 2 ページをご覧ください。

「5 請負人の内訳」でございます。区分にあります「許可業者」というのは、建設業法に基づく建設業許可を指しております。当審査会で取り扱う

事件の請負人のうち、7割超が、広島県知事許可業者となっております。

次に「6 工事種類別内訳」でございます。

公共・民間の別でいいますと、民間工事がほぼ9割、工事内容では、建築工事が8割強を占めておりまして、ここ数年この傾向が続いております。

最後に「7 紛争相談件数」、こちらは事務局にあった相談件数でございます。申請には至らないものを含めて、令和3年度は14件、令和4年度は33件、令和5年度は先月末時点で18件となっております。

今年度、事務局にあった相談内容の一部を紹介いたしますと、請負人からの相談で、注文書も何も渡されないまま現場に入ったが、代金を支払ってもらえないからどうしたらいいだろうかというもの、また同じく請負人からの相談でしたが住宅新築工事を請け負ったが、引き渡した後に発注者から不具合が発生しているとして損害賠償請求されているが、発注者の指示どおり施工したものであるから請求を受けることが納得できないというもの、注文者からの相談で新築住宅を建てたが雨漏りが発生した、その住宅の施工業者から示された解決金の額に納得できないといったものがございました。

紛争処理状況の概要につきましては、以上でございます。

○佐々木会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、質問等ございますでしょうか。

(質疑なし)

《議題(2) 広島県建設工事紛争審査会規程の一部改正について》

○佐々木会長 続きまして広島県建設工事紛争審査会規程の一部改正について、検討したいと思います。

初めに、事務局の方から改正についての説明をお願いいたします。

○事務局 広島県建設工事紛争審査会規程の一部改正について、事務局から説明いたします。

お手元の資料「広島県建設工事紛争審査会規程の一部改正について」をご覧ください。A4縦長の資料となります。

今回の改正は、表の「趣旨」の欄にありますとおり、広島県情報公開条例の一部改正に伴う規程の整理を行おうとするものでございます。

規程改正案の新旧対照表をご覧ください。広島県建設工事紛争審査会規程新旧対照表と題しているA4縦長の書面です。

また、改正後の規程の全文と、広島県情報公開条例の10条の新旧対照表も添付しておりますので、併せてご覧ください。

このたび改正しようとする箇所は、規程の6条1項1号です。

規程の6条1項は、会議の公開の原則を定めたものですが、その例外を各号で定めております。

1号では、広島県情報公開条例第10条に規定する不開示情報が含まれる

事項を公開しないとしております。

規程の新旧対照表の、改正前の欄をご覧ください。

改正前は、情報公開条例 10 条の 1 号、2 号、3 号を規定しておりました。

1 号は法令秘情報、2 号は個人情報、3 号は事業活動情報、これは法人や事業者に関する情報です。

昨年 4 月 1 日に情報公開条例の改正がありまして、広島県情報公開条例の 10 条の新旧対照表に記載されていますとおり、1 号が削除され、2 号の 2 が追加されました。2 号の 2 は、昨年 4 月 1 日から、地方公共団体にも個人情報保護法が適用になったことを受けまして、設けられたものでございます。個人情報保護法に基づき、行政機関が、個人情報を加工した「匿名加工情報」というものを作成することがありますので、この匿名加工情報等を不開示とするというものでございます。

この情報公開条例の改正に伴い、本規程の 6 条 1 項 1 号においても、情報公開条例 10 条の 1 号を削除し、2 号の 2 を追加する、という改正案としております。

事務局からの説明は、以上でございます。

○佐々木会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、質問等がありますでしょうか。

(質疑なし)

○佐々木会長 それでは、皆様にお諮りします。

事務局から説明のありました改正案のとおり改正するということで、皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

○佐々木会長 御異議がないようですので、改正案のとおりといたします。

これで、広島県建設工事紛争審査会規程の一部改正については終了いたします。

《議題（3） 会長代理の選任について》

○佐々木会長 それでは、続きまして次の議事である「会長代理の選任」に移らせていただきます。

現在、会長代理を務めていただいております細田委員が、今年の 4 月 30 日で御退任をされる旨を伺っております。

つきましては、細田委員に、これまでお務めいただいております、会長代理の後任の選任に関しまして、本日の総会で、皆様にお諮りしたいと思います。

会長代理の選任につきましては、建設業法第 25 条の 2 第 5 項の規定により、委員の互選によって選任することとなっております。

どなたか、適任と思われる方の、御推薦などいただけますでしょうか。

○細田会長代理 私としましては、長年にわたり委員をされている林委員にお願いしてはどうかと思っております。

○佐々木会長 そのほかに、御推薦などございませんでしょうか。

(推薦等意見なし)

○佐々木会長 林委員、御推薦をいただきましたが、いかがでしょうか。

○林委員 承知いたしました。よろしく申し上げます。

○佐々木会長 それでは皆様にお諮りいたします。

次期、会長代理に林委員を選任するという事で、皆様よろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐々木会長 皆様から御了解をいただきましたので、次期会長代理は、林委員が選任されました。

細田会長代理におかれましては、4 期という長い期間に渡り、審査会の紛争解決に御尽力をいただきまして、誠にありがとうございました。

《議題 (4) 審理状況について》

※非公開により内容は省略

《講演》

○司会 それでは、皆様お揃いですので、これから一般社団法人 住宅瑕疵担保責任保険協会の中村様から、御講演をお願いしたいと思います。

既にご存じの皆様もいらっしゃると思いますが、平成 12 年から施行されております、いわゆる「住宅品確法」、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」では、事業者は、新築住宅の構造耐力上の主要部分に関しまして、10 年間の瑕疵担保責任が課せられております。そしてその履行を確保するために、保険への加入が義務付けられているところでございます。

本日、御講演をいただきます、住宅瑕疵担保責任保険協会様におかれましては、この保険の相談業務や、保険制度の普及・広報活動をはじめ、調査・研究業務など、幅広く御活動をしていらっしゃる、お伺いしております。

本日は、「住宅瑕疵担保責任保険の概要と保険事故事例について」という主題で御講演をいただきます。

それでは、中村様よろしくお願ひいたします。

○中村様（講演）

○司会 ありがとうございます。ただいまの御講演につきまして、委員の方から何か御質問等ございますでしょうか。

○宮地委員 御講演ありがとうございます。2点ほど確認させていただきたいんですけれども、10年の補償ですよね。あれは10年経過したら申請はできないということになるのですか。それとも事象が10年以内に発生しているのが確認できればいいのですか。

○中村様 結論から言いますと後者の方でございます。10年間の瑕疵担保責任がある中で施工ミスが発見されれば民法上の時効が切れるまではお使いいただけるということになっております。基本は10年間の間に発見された事故という扱いでございます。

○宮地委員 もう1点は、雨漏りの補償なんですけれども、10年の補償がついていますが、例えばアフターサービスの基準に、居室への雨水の流入が該当しますという指定がある場合、それは瑕疵担保履行法上認められることなのではないでしょうか。マンションで言えば、エントランス部分や非居室の部分が当然入って一つの建物を形成していますよね。それなのに居室に雨水が流入しないと補償対象にはならないのでしょうか。

○中村様 そういう主張をする保険法人があるのでしょうか。

○宮地委員 いいえ、建設業者がそういう基準を設けている場合です。

○中村様 実は保険を使わない制度もありまして、例えば大手ゼネコンは供託金を積んで瑕疵担保責任を負わずということをやっているんですが、大元は品確法上の責任を新築を建てるゼネコンは負っているはずなので、本来であれば共用部、専有部の分けなくカバーしなければならないはずで、保険では例えば共用部分やエントランスに雨漏りがあった事例でも、それについては基本的には品確法上の雨漏りに該当するという判断をしております。

○宮地委員 バルコニーもそうですよね。

○中村様 おっしゃる通りです。

○宮地委員 ありがとうございます。

○中村様 基本的な考え方としては、雨水の侵入を防止する部分、屋根ですとか外壁とか開口部というのは元々共用部なので、そういう考え方をすると本来はカバーしないとおかしいはずで、逆に言いますと共用部しか該当する部分はないはずで、屋根やアスファルト防水、外壁のタイルなどそういったものに関しては全て共用部なので、共用部をカバーしないとこの言い方はおかしいです。

○司会 ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

○森友委員 元々の理解としては、10年以内に瑕疵が発見されても、保険法人に10年以内に保険事故の通知をしておかなければいけないという理解だった



のですが、先ほどの御説明だと10年以内に発見されていれば、10年以降に保険事故の通知をしても大丈夫ということでしょうか。

○中村様 正確には、約款上は先生がおっしゃるように、10年以内に事故の報告があったものという扱いではあるんですが、10年以内に発見されたということが、例えば事業者に対して内容証明で通知しているだとか弁護士を介して交渉を始めているということが分かれば、事故報告が10年を経過しても承ることはあります。承れないという判断はできないです。実質的には10年以内に発見されたことが客観的に証明されれば大丈夫です。

○森友委員 ありがとうございます。

○司会 ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

ないようですので、以上で講演会を終了いたします。中村様、本日は、大変有意義な御講演、誠にありがとうございました。

それでは以上をもちまして、建設工事紛争審査会の総会を終了いたします。本日は長時間に渡り、どうもありがとうございました。

## 7 会議の資料名

- (1) 第49回広島県建設工事紛争審査会総会次第
- (2) 第49回広島県建設工事紛争審査会総会出席者名簿
- (3) 配席表
- (4) 紛争処理の概要
- (5) 「広島県建設工事紛争審査会規程」の一部改正について
- (6) 広島県建設工事紛争審査会規程新旧対照表
- (7) 広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）第10条改正に係る新旧対照表
- (8) 広島県建設工事紛争審査会規程（改正案）
- (9) 委員名簿
- (10) 講演資料
- (11) パンフレット
- (12) 当審査会及び審査会委員に関する関係法令の抜粋